



国際ロータリー第2740地区 長崎北東ロータリークラブ

2020~2021年

週報第14号

(通算2173号)

例会:令和2年11月4日

四つのテスト

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

言行は、これに照らしてから

会長エレクト
浜本 義文

会長挨拶 高木 哲郎



宝くじ

本日の御来訪者は、長崎税務署 法人課税 第一部門 連絡調査官の谷傭紘児様です。税にまつわる話を楽しみしております。ところで今月24日より「年末ジャンボ宝くじ」が発売されます。と、言う事で本日は「宝くじ」にまつわる、税金の話を含め為になるかどうかは分りませんが、その「宝くじ」の話をひとつ！当たる前からこんな話をするのもどうかとは思いますが……。まず、「宝くじ」の原型が産まれたのは紀元前500年頃。古代ギリシャでの汚職を防ぐ為、「くじ引き」で政治家を決めていたそうです。この「くじ引き」選挙が面白いので、誰が当選するかを予想する「くじ」が発売され、当選者に賞金が与えられるようになったそうです。古今東西、私も含め世界の人は「賭け事」が好きだったようです。日本最古の「宝くじ」は、江戸時代1620年頃に大阪にある「瀧安寺」で始まり、寺の雨建や修理の資金を集める為の賞金付きの「富くじ」として発展しますが、射幸心をあおる余りの過熱ぶりに明治元年には政府より禁止されました。

その「富くじ」が復活したのは1945年、政府が第2次世界大戦の軍事費を調達する為に発行した、「勝札」と呼ばれた「宝くじ」を発行！一枚10円で一等賞金は10万円。これは当時、家を5軒建てられる程の大金だったそうです。ところが抽選日の8/25を待たず終戦を迎えた為、「勝札」じゃなくて「負札」じゃねえ～かと陰口を叩かれたと言われます。現在、総務大臣の指定を受けたものに限り、理論上、発売価格の250万倍が上限とされていますが、今の所、一等賞金は7億円止りになっています。ところで「宝くじ」は、1948年に公布された「当選金付証票法」に基づき発売されており、その法律には「当選金品」については所得税を課さないと記されており、つまり一等前後賞合せて10億円当選したとしても非課税扱いで、税金は一銭も払わなくて良いのです。ちなみに「宝くじ」の高額当選者の44%は、賞金を土地・建物の購入にあてたというアンケートが出ています。当クラブに多数在籍される不動産業者始め、建設業並びに金融関係の皆様も、是非 そのような幸運な方と早くお知り合いになれば良いなど願うばかりです。なお、このような高額な品を現金で購入すると税務署さんの方から金の出所について聞かれる事があるそうです。そんな場合に備え、銀行では「当選証明書」を発行してくれます。是非 忘れず貰ってもらいたいのですが、しかし まずは「宝くじ」を買わなくてはなりません。が又、こんな事も言われています。「宝くじ」を買いに行く途中で病気・事故・その他の理由で死ぬ確率は、高額当選する確率よりも高く、又 浴室で滑って死ぬ確率は、その「宝くじ」を買いに行く途中で死ぬ確率よりも高いとか。ちなみに余談ですが、浴室で滑って亡くなる人は年間2万人余りだそう

です。そして最後に、「宝くじ」で1億円以上当った人の8割近くは浪費し過ぎて自己破産している統計が有るそうです。賢明な会友の皆さん、今年の「年末ジャンボ宝くじ」はどうなさいますか？

【幹事報告】

- 11月のロータリーレート 1ドル=104円
- 12月9日(水)に「次年度理事・役員について」の年次総会を開催いたします。その日に欠席される方は、委任状にサインをして事務局にファックスまたは、例会時に事務員にお渡しください。
- 来年1月～6月までのプログラムをポストに入れています。ご確認ください。

幹事
岩永 城児

今後の予定

- 11月11日(水) 卓話・オフィス田口ストレスケア & サポート 代表 田口善弘様
- 11月18日(水) 卓話・斜面地・空き家活用団体「つくる」代表 岩本諭様
- 11月25日(水) 地区補助金について
米山奨学生DVD卓話

呂呂呂呂BOX



高木: 本日の御来訪者、長崎税務署の谷傭紘児様の卓話、宜しくお願ひ致します。どんな話か、楽しみです。

岩永(城): こんにちは。寒くなりましたね。かぜひかないよう気をつけてください。タニザキ様の卓話、楽しみにしています。ボクは脱税していません。

ニコニコ発表
東会友

伊藤: 今年も残り2ヶ月を切りました。朝晩 冷え込む季節、みなさまどうか ご自愛下さい。

猪股: 誕生日御祝 ありがとうございました。御祝していただけるのはロータリークラブだけです。ロータリーやめたらだれ一人御祝いしてくれなくなるので、やめられない！！！

岩永(信): 結婚記念日祝い ありがとうございました。

大坪: 本日の例会 お世話になります。11月も皆様とともに楽しみたいです。

大原: お誕生日・結婚記念日・ご入会日の皆様、おめでとう御座います。

久保田: 結婚記念のお祝い ありがとうございます。田中ノリユキさんと同じ結婚記念日ですが、私の夫婦の方が長く続くと思います。ノリちゃんがんばってね～！！

田中(徳): 結婚記念日 ありがとうございます。

長信: 肌寒くなってきました。皆さん体にお気をつけてください。

西岡、浜本: ①谷傭様、本日はよろしくお願ひします。②結婚記念日ありがとうございます。(西岡)

東: 谷傭様、本日の卓話 楽しみにしています。

前田: 先週の長崎県アマチュアゴルフ選手権、頑張ったのですが空回り。今年の試合で最低の結果(11位)でした。次こそは、新聞のスポーツ面をかぎります。

丸木: ①田中徳之さん、久保田さん、先日からお世話になりました。今日は欠席した分も含めてニコニコします。②長崎税務署 法人課税第一部門 谷傭紘児様のご来訪を歓迎致します。本日の卓話よろしくお願ひします。

三原: 久々にケーナの練習に参加しました。丸木先生が不在でしたが、辻村さんと一緒に懸命頑張りました？

小計: 16名 / ¥40,000	累計: 180名 / ¥423,900
-------------------	---------------------

本日のご来訪者

長崎税務署 法人課税第一部門 連絡調査官 谷傭 紘児様



「令和2年分年末調整」のご相談は 国税庁ホームページへ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、例年実施していました年末調整説明会につきましては、参加される皆様の安全を考え、開催を中止することとしました。
ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
また、年末調整に関する各種情報については、9月下旬以降に国税庁ホームページに年末調整特集ページを掲載する予定となっています。

福岡国税局・税務署

年末調整に関するよくあるご質問

Q 年末調整関係の用紙が欲しい。

A 年末調整関係の用紙は、例年と同様に、郵便で11月第1週頃、順次発送いたします。
追加で「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調査が必要な場合は、国税庁ホームページからカラーワンロードでご利用いただけます。
※ 令和2年10月に国税庁から、控除申告書を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」を提供します。詳しくは裏面のQ&Aをご覧ください。

Q 年末調整等説明会で上映されている映像を見たい。

A 毎年、説明会で上映しております年末調整に関する動画（年末調整のしかた、法定調査の作成と提出）は国税庁ホームページ上の国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」でご覧いただけます。
また、インターネット環境が無い方については、予約制でDVDを貸し出しておりますので、最寄りの税務署にご相談ください。

Q 昨年の年末調整との変更点が知りたい。

A 例年、説明会にて税務署担当者が変更点を説明していましたが、今年は国税庁ホームページの年末調整特集において、変更点等の「留意すべき事項」を掲載いたします。
なお、令和2年分の年末調整は、「給与所得控除」、「基礎控除」及び「専場控除」の改正、「所得金額調整控除」及び「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、昨年からの変更点があります。

Q 「年調ソフト」とは何か知りたい。

A 令和2年10月から国税庁ホームページで「年調ソフト」を提供します。
このソフトを利用することで「保険料控除申告書」など年末調整で従業員の方が作成する書類をデータで作成することができます。
また、本ソフトウェアは従業員の方に利用していただくと、控除額の計算が正しく行われますので、控除額の検算機能が充実するなど、業務の効率化が見込まれます。
さらに、このソフトで作成した扶養控除等申告書等をデータで出力し、自社の給与システム等にインポートすることにより、控除額を給与システムに手入力する必要がなくなるなど、さらに効率的に年末調整業務を実施することができます。
※ 扶養控除等申告書等をデータで提出するためには、源泉徴収義務者が事前に所轄税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出する必要があります。
※ 「給与所得の源泉徴収票」などの法定調査は、「年調ソフト」で作成できません。

Q 年末調整の相談や手続をオンラインでやりたい。

A 国税庁ホームページでは、年末調整の手続に関する情報を掲載とともに、ご質問を入力いただく、AIを活用して自動回答する「チャットボット」を令和2年10月下旬から公開する予定です。
また、従業員の方が作成する書類については、前述している「年調ソフト」を活用いただくことでデータで作成することができますので、ぜひご活用ください。

Q 税務署などへの書類の提出をオンラインでやりたい。

A 源泉所得等の納付や徵収高計算書の提出、法定調査の提出は、e-Taxで行うことができます。
なお、ダイレクト納付を行いたいだければ、金融機関や税務署に出向く必要がなく、即時又は納付日まで指定して納付を行うことができます。
また、「給与所得の源泉徴収票」は、e-TAX（地方税ポータルシステム）を利用してすることで、「給与支払報告書」（市区町村へ提出するもの）も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご活用ください。詳しくはe-TAXホームページをご確認下さい。

11月にお祝いを迎える方

誕生日をお迎えになられた会友



11月 11日 猪股会友 11月 21日 長信会友
11月 24日 井口会友 11月 25日 辻村会友

創立：昭和49年4月30日
承認：昭和49年5月22日
例会日／毎週水曜日12：30～13：30
例会場／長崎新聞文化ホール「アストピア」

司会／長信一治

写真撮影／岩永城児

結婚記念日をお迎えになられた会友



事務局／長崎市目覚町8-11-301
TEL 843-6635/FAX 845-9411
URL http://nerotary.org/

本日のメニュー



	全員総数	Home Club出席数	Home Club欠席数	Make-up	免除者	修正出席率	出席率
10月21日	39	25	12	2		73	
11月4日	39	28	9	2		75.7	

月間出席率	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
前年度	82.1	81.3	81.3	74.4	77.5	78.4	82.2	83.6	0	78.4	80.1	84.2
本年度	81.5	79.5	81.8									



年末調整特集ページ(※)



※ https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

1 適格請求書等保存方式の概要

適格請求書等保存方式とは

- 複数税率に対応したものとして導入される、仕入税額控除の方法です。

○ 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要になります。
○ また、買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。
⇒ 仕入明細書等による対応についてはP8

導入時期

- 令和5年10月1日に導入されます。

適格請求書とは

- 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他のこれらに類する書類をいいます。

○ 請求書や領品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。
⇒ 記載事項についてはP6

○ 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。
⇒ 電磁的記録の提供についてはP7

○ 計税事業者が、登録を受けることができます。
⇒ 登録手続についてはP13

- 適格請求書を交付することができる者は、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

△ 適格請求書発行事業者の登録を受けない事業者であっても、適格請求書を販売しない小売業者等が発行することができます。
△ 稽査を受けている事業者が、適格請求書を販売されるおそれのある取引を受けることは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

2 適格請求書の記載事項・記載の留意点

適格請求書の記載事項

- 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

○ 様式は、法令又は通達等で定められており、必要な事項が記載された書類であれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】 ○ 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

○ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシーや業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 税率ごとに区分して消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率



* ⑥の「税率ごとに区分した消費税額等」の処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。⇒ 記載に当たっての留意点についてはP7

